三重県流入車対策検討会議設置要綱

(目的)

第1条 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に 関する特別措置法(平成4年法律第70号)に基づく三重県対策地域において、二酸化窒素及 び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準を確保することを目的として、流入車対策について検 討するため、三重県流入車対策検討会議(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 会議は、次の事項を所掌する。
- 1 流入車対策のための基本的な事項の検討に関すること
- 2 流入車対策のための基本的な事項の推進に関すること
- 3 その他流入車対策に必要な事項に関すること

(組織)

- 第3条 会議は、知事が選任する委員で組織する。また、座長は、委員の互選によって定める。
- 2 座長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 3 座長に事故のあるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指名する委員がその 職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、選任の日から1年とする。

(会議)

- 第5条 会議は、座長が招集し、開催するものとする。
- 2 座長が必要と認めたときは、会議に学識経験者、その他の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 3 会議は、原則公開とする。ただし、座長の判断により非公開とすることができる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、三重県環境生活部大気・水環境課において行う。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、座長が会議に諮って定める。

附則

- 1 この要綱は、平成24年10月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成24年11月2日から施行する。

三重県流入車対策検討会議委員

	職名	氏名
委員	(社)三重県トラック協会 専務理事	伊藤 信彦
委員	(公社)三重県バス協会 専務理事	星野 雅則
委員	四日市港運協会 常務理事	打田 光男
委員	三重県経営者協会(住友電装(株)安全環境部長)	森田 亮一
委員	中日本高速道路(株)名古屋支社総務企画部企画調整チームリーダー	塩梅 崇
委員	四日市消費者協会 会長	中嶋 敦子
委員	環境省中部地方環境事務所環境対策課長	遊佐 秀憲
委員	国土交通省中部運輸局三重運輸支局企画調整担当首席	岩松 由洋
委員	警察本部交通部交通企画課長	永戸 吉朋
委員	四日市市環境部環境保全課長	人見 敏和

(敬称略)

事務局 三重県環境生活部大気・水環境課